

休日保育のご利用について

保護者の皆様

湯沢こども園

◎ 休日保育について

日曜日や祝日などに就労又は、緊急かつやむを得ない事情によって家庭で保育出来ない場合にこども園で保育を行うことにより、子育てと仕事の両立を支援するとともに児童の健全な育成を図る事を目的とするものです。(基本的に日・祝日に就労されている方が対象になります)

※国の制度では、休日保育を利用する場合、平日1日はお休み(代替休日)をしていただくことになっております。

◎ ご利用の対象となる児童について

○湯沢市の保育所(園)・認定こども園に在籍する2号・3号認定の児童

○病気などにより集団の保育が困難でないこと

※認定こども園1号認定の方、幼稚園児は、有料になります。

◎ 利用条件について (利用するにあたり優先順位があります)

① 常に日曜・祝日に保護者ともお仕事があり保育を必要とするお子さん対象となります。

② 時々日曜・祝日に保護者ともお仕事があり保育を必要とするお子さん対象となります。

③ 急な仕事でも利用可能ですが、優先順位が低くなります。

※ 平日1日休みを取らなければならないことになっています。

利用を希望する日の代替休日をあらかじめ決めて、利用申請してください。

※ 保育教諭2名体制のため、受け入れ人数に制限があります。

緊急かつやむを得ない事情とは、死亡、失踪、傷病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の事由です。急な仕事等は、定員に余裕がある場合は利用できます

◎ 開始年月日

令和5年4月～令和6年3月までの日曜・祝日。

原則として日曜・祝日は開園ですが(年始1月1日から3日は休園)、園の修繕、補修、災害、法人研修会、感染症等が発生した場合等により休園する場合もございますのでご了承下さい。

◎ 受入児童人数

10名程度 (児童の受入人数・年齢によってはお預かりできない場合もあります)

(0歳児は、後期離乳食(3回食)への移行後から利用可能です)

◎ ご利用時間

午前8時30分～午後5時30分まで

◎ 対応職員について

常時2名(保育士免許あり) 調理員1名

◎ 利用料について

平成27年度より保育園、認定こども園2号・3号認定の子どもは(子ども子育て支援法の改正) 無料です。

◎ 利用申し込みについて

事前登録制です。

初回登録の際に必要な書類等ありますので、利用を希望する月の、前月10日～20日の開園時間中(9:00～16:00)に電話連絡ください。登録は3月31日(年度内)まで有効です。

年毎に利用登録更新があります。

◎ 昼食・おやつについて

昼食(軽食)が提供されます(休日用献立を配布致します)

0歳児は離乳食を提供致します(ご利用時相談)

※アレルギーのあるお子さんは昼食(弁当・飲み物・おやつ)持参となります。

給食担当者が不在の場合は、昼食(軽食)が提供できないことがあり、お弁当のお願いをすることがございますのでご了承下さい。

◎持ち物について(詳しくはご利用前にご説明します)

保険証の写し

(登録の際に書類と一緒に提出をお願いします)

認定通知書の写し

(園外から登録される方のみ、登録の際に書類と一緒に提出をお願いします)

哺乳びん2本

(園外利用者のみ。必要分の粉ミルクを入れたミルカーも必要です)

バスタオル2枚

(午睡時に使います。冬季は、バスタオル1枚と毛布1枚)

着替え

食事用エプロン

はし

スプーン・フォーク

コップ

おしぼり(濡らしたもの)

飲み物(水かお茶)

おむつ